

「行政運営」の論点整理

1 総合計画

(総合計画)

行政は、美瑛町の目指す将来の姿と取り組むべき施策を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定します。

2 行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は法令の規定によるもの及び緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。

3 行政は、各施策の基本となる計画の策定及び実施に当たって、総合計画との整合性を図りながら進めます。

4 行政は、総合計画及び分野別の主要な計画の策定又は見直しを行うに当たっては、町民の参加を図り、検討内容を町民にわかりやすく提供するものとします。

*とりあえず仮置き

【専門部会では】

・町における最上位の計画である総合計画について、策定することを規定しています。また、行政の行う政策は、法令の規定によるもの及び緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施することを規定しています。

・総合計画及び分野別の主要な計画は、時代の流れに沿った内容とするために、適切なタイミングにおいて見直しを行うこととなりますが、その際に、町民参加を図り、検討内容を町民に分かりやすく提供することを規定しています。実際に、第6次総合計画の策定については、町民の協力のもと策定した美瑛町共有ビジョンを柱とするなど、町民参加を図りながら取り組んでいます。

2 行政評価

(まちづくりの評価)

行政は、行政運営を進めるに当たり適正な評価(以下「まちづくりの評価」という。)を行うとともに、その結果が町政に反映するよう努めます。

(評価の公表)

行政は、まちづくりの評価結果を町民に公表します。

2 前項の評価結果の公表は、政策、事業等の目標や成果を町民にわかりやすく示すとともに適切な時期に行います。

*とりあえず仮置き

【専門部会では】

・美瑛町では、既に「住み良いまち美瑛をみんなで作る条例」において行政評価の仕組みを規定しているため、既存条例の内容に倣うこととしました。

・まちづくりの評価については、毎年、役場各課で所管する小事業を対象に実施しており、評価結果を役場ホームページ等において公表するほか、まちづくり委員会へ報告し、意見等を聞く機会を設けています。

3 財政運営

(財政運営)

行政は、総合計画及びまちづくりの評価を踏まえ、中長期的な視点のもとに財政運営計画を策定します。

- 2 行政は、財政運営計画に基づく予算の編成及び執行を行い、健全な財政運営を行うものとします。
- 3 行政は、予算、決算、財政状況等について分かりやすい資料を作成のうえ町民に公表します。

*とりあえず仮置き

【専門部会では】

- ・町重要な計画の1つである「財政運営計画」の策定について規定しています。財政運営計画は、その基本方針の中で、堅実性と弾力性を備えた健全な財政構造の確立を目指すため、総合計画や行政評価の内容を踏まえ、中長期的な視点のもとに策定することとされています。
- ・行政は、情報共有の1つとして、予算、決算、財産状況等について分かりやすい資料を作成し、公表することを規定しています。

4 行政手続

(行政手続)

行政は、町民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導、届出等に関する手続を明らかにし、公正の確保と透明性の向上を図ります。

- 2 行政手続に関して必要な事項は、美瑛町行政手続条例で定めます。

*とりあえず仮置き

【専門部会では】

- ・町では、「美瑛町行政手続条例」を制定しており、その中で、処分、行政指導、届出等に関する手続を明らかにしています。専門部会では、当該条例が町民にとって非常に重要な条例であると考えたため、あえて本条例でも記載し、周知を図ることとしました。

5 政策法務

(政策法務)

行政は、すべての職員の法務能力の向上に努めるとともに、法令の解釈に当たっては、調査研究を重ね、自主的かつ適正な運用に努めます。

2 行政は、自主的で質の高い行政運営を行うため、法務に関する体制を充実し、条例等の整備を積極的に行います。

*とりあえず仮置き

【専門部会では】

・政策法務について、専門職員が不足する中、行政職員一人一人が法務能力の向上に努めることが必要です。また、法令を適切に運用することは、町民サービスの向上や、町民からの信頼にもつながると考え、本項で規定することとしました。

6 危機管理

(危機管理)

行政は、災害や事故等から町民の身体、生命及び財産を守り、町民が安全で安心して暮らせるよう危機管理体制を整備します。

2 行政は、町民と関係機関と協力し、連携を図り、災害、事故などに備えます。

3 前2項に規定する危機管理に関し必要な事項は別に定めます

*とりあえず仮置き

【専門部会では】

・十勝岳の裾野に存在する美瑛町は、十勝岳の噴火による災害と常に隣り合わせであることから、専門部会でも、予てから防災に係る条文の必要性について議論されてきました。本項では、十勝岳の噴火をはじめとした様々な災害や事故等から町民を守るための危機管理体制の整備や、災害時における町民、関係機関との協力について規定しています。

7 出資法人等

(出資団体等)

行政は、町が出資している団体等に関し、町からの資金の流れについて、公表しなければなりません。

2 行政は、町が出資している団体等に対し、その運営が出資の目的に適合していること、適正であること及び町民の利益となることについて、指導及び監督をしなければなりません。

*とりあえず仮置き

【専門部会では】

・限られた財源の中で、町から団体等に対して出資している状況であることから、その資金の流れを公表することを規定しました。地方自治法第 243 条の 3 の規定による経営状況を説明する書類の議会への提出は既に実施されているところです。

8 附属機関

(審議会等)

行政は、まちづくりに関する重要な政策課題を町民とともに解決するため、審議会等を設置することができます。

(会議の公開等)

行政は、審議会等の会議は、町民に公開します。ただし、公開することが適当でないと認められる場合を除きます。

2 行政は、審議会等の会議について町民への説明に努めます。

(委員の公募)

行政は、審議会等の委員を任命しようとするときは、規則で定める特別な場合を除き、定数の一部に公募による委員を含めるとともに、委員の年齢、性別、職種等の均衡を図ります。

*とりあえず仮置き

【専門部会では】

・「住み良いまち美瑛をみんなで作る条例」でも、審議会等に係る規定があることから、既存条例の内容に倣うこととしました。

・審議会等における会議は、原則公開とし、また、町民への説明に努めることを規定しています。

・審議会等の委員は、特別な場合を除き、定数の一部に応募による委員を含めるとともに、委員の年齢、性別、職種等の均衡を図ることで、町民の声を広く聴けるように規定しました。

その他

- ・専門部会では、上記の項目の他に、財産管理や行政改革等についても規定するか検討しましたが、既に計画等が整備されていることから、本条例では規定しないこととしました。
- ・公益通報については、公益通報者保護法によって通報者が保護されていることから、本条例では規定しないこととしました。なお、「行政」の章において、行政職員は高い倫理観を持って町民との信頼関係を構築することが定められていることから、状況によっては町民の利益を守るための対応を求められることになります。
- ・苦情処理の項目についても検討されましたが、町民の声を意見や提案としてとらえるか、苦情としてとらえるかは行政職員の能力次第であり、また、ネガティブな印象を与える言葉を条例の中で用いたくないという意見があったため、規定しないこととしました。